

規制の事前評価書

法令案の名称：労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

規制の名称：個人ばく露測定の精度担保等

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

評価実施時期：令和7年2月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、労働者が化学物質にばく露する程度を把握するために実施する個人ばく露測定について、有資格者による測定の実施を義務付けるとともに、当該有資格者に対して作業環境測定基準に従った測定の実施を義務付けることで測定結果の精度の担保を図る。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 労働者の化学物質のばく露の程度を最小限度とするため、呼吸用保護具の選択やリスクアセスメントの一環として、現状法律に規定されている作業環境測定に加え個人ばく露測定が必要になる。そのためには正確な測定が前提となるが、現行法令には個人ばく露測定の実施者に係るルールがない。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 事業者が個人ばく露測定を実施する場合には有資格者に個人ばく露測定を実施させなければならないこととともに、当該有資格者は作業環境測定基準に従って測定しなければならないこととする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- 個人ばく露測定を適切に実施するためには、そのデザイン、サンプリング及び分析に専門的な技能が必要であり、代替案は想定しがたい。

<その他非規制手段の検討状況>

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- 個人ばく露測定に際しては、事業場内の化学物質管理専門家や作業環境管理専門家に行わせることが望ましい等の指針を発出していた。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- 有資格者による個人ばく露測定の結果、適切な測定結果に基づく労働者のばく露低減措置を講じることが可能になり、化学物質の性状に関連の強い死傷災害の減少が期待される。なお、化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数については、第14次労働災害防止計画において、第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させることとされている。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- 測定対象化学物質や測定対象人数等により、用いる機器や試薬等の種類や数等が異なるため、必要な費用を一概に示すことは困難であるが、令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金申請において、1物質を対象に個人ばく露測定費用の補助を申請した事案では、2万～40万円程度となっている。さらに、単純計算で1物質・1作業場・測定対象者1名当たりにすると2千～24万円程度となっている。

<行政費用>

- 制度周知や助言、指導、勧告等を行うために要する費用が発生する。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ①～④ 有資格者による測定について特段反対意見なし。
- ⑤ 個人ばく露測定について測定精度を担保する仕組みがないのは課題。必要な法整備を設けることがあって然るべき。
- ⑥ 労働者・就業者保護の観点から資格者による個人ばく露測定を義務付けるべき

<関連する会合の名称、開催日>

- ① 令和5年度第2回化学物質管理に係る専門家検討会 令和5年7月18日
- ② 令和5年度第3回化学物質管理に係る専門家検討会 令和5年8月18日
- ③ 令和5年度第4回化学物質管理に係る専門家検討会 令和5年10月6日
- ④ 令和5年度第5回化学物質管理に係る専門家検討会 令和5年11月6日
- ⑤ 第159回労働政策審議会安全衛生分科会 令和6年2月21日
- ⑥ 第167回労働政策審議会安全衛生分科会 令和6年9月27日

<関連する会合の議事録の公表>

- ① https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34691.html
- ② https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35439.html
- ③ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36285.html
- ④ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36576.html
- ⑤ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39327.html
- ⑥ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45549.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項（法律施行後 5 年）を踏まえた事後評価の実施時期は、令和 13 年度であり、それまでに事後評価を実施予定。